**大阪府指定出資法人の役員報酬制度について（概要）**

**資料８**

**１．経　過**

○大阪府では、指定出資法人の府ＯＢ役員に対する退職金の廃止や役員報酬の見直し、退職勧奨の廃止など**府退職者の再就職にあたっての透明性の向上**を目的とした取組みを実施。

○府ＯＢ常勤役員の役員報酬制度についても、過去から外部意見を踏まえ制度の見直しを行ってきたが、H22年度に知事より改めて**法人ごとのあるべき役員報酬の水準**について、第三者の視点でのチェックの要請を受けたことを踏まえ、現在の役員報酬制度への見直しを実施。

○現在、**同制度における点検を通じ、府ＯＢ常勤役員の報酬基準を決定**している。

**２．対象となるポスト**

**指定出資法人の常勤役員のうち、府OBが就任する可能性があるポスト**

（17法人29ポスト：R4.1時点）

**３．制度概要**

**（１）報酬水準（報酬基準の上下限のレンジ）の設定**

都道府県等の外郭団体のＯＢ役員、独立行政法人・特殊法人等、民間企業の役員報酬データを参考にしながら、役員報酬の水準について検討。

**（２）役員の報酬基準の設定**

①役員の職務・職責等について３つの視点に基づき、各視点１～４点の評価を行い、その合計点数で報酬基準を決定。（各法人の報酬基準については資料９参照）

**【評価の視点】**

ⅰ　日々の職務内容

ⅱ　重要課題、ミッション

ⅲ　法人運営上の経営判断の自由度、リスク

**【評価区分】**

４ … 特に高い

３ … 高い

２ … 普通

１ … 低い

**【報酬基準】**



②報酬基準については、社会経済環境等の変化に対応するため３年程度を目安として定期的に点検を実施。ただし、法人のミッション等に大きな変化がある場合は、随時の点検を実施。

③点検にあたっては、前回の評価結果を基準とし、評価の視点ごとにどのような状況の変遷があったかを評価する手法で実施。

**（３）その他の事項**

　　　報酬基準の点検等に加え、以下の制度運営について、見直しが必要であるかを点検。

　　　　①府ＯＢ役員と他の役員との報酬額の相違について

　　　　②報酬基準の改正・適用時期について

　　　　③役員公募を行ったポストの報酬額について

　　　　④役員業績評価制度のあり方について

　　　　⑤今後の役員報酬の見直しについて